

令和5年度 第1回富山県福祉人材確保対策会議 次第

日時 令和5年9月5日(火)
14:00～16:00
会場 富山県民会館 401号室

1 開会

2 挨拶

3 報告

(1) 福祉人材にかかる県内の雇用情勢について 【資料No.1】

(2) ワーキンググループ報告

①ワーキンググループ 【資料No.2】

②外国人介護人材マッチング等支援ワーキンググループ 【資料No.3】

4 協議

(1) 「令和6年度福祉人材確保にかかる施策の方向性(案)」について 【資料No.4】

(2) 「令和6年度福祉人材確保にかかる施策の方向性(案)」を踏まえた全体(県総ぐるみ)での取組みについて

5 閉会

富山県福祉人材確保対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる中で、福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われるなど、恒常的な人材不足に見舞われている。このような状況の中で、福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応し、将来にわたって福祉・介護ニーズに適確に対応できる人材を安定的に確保していくため、富山県福祉人材確保対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 対策会議は、次の事業を実施する。

- (1)福祉人材確保の実態調査に関すること
- (2)福祉人材確保方策の検討に関すること
- (3)福祉人材確保方策の評価・検証に関すること
- (4)その他福祉人材確保対策に関すること

(組織)

第3条 対策会議は、別表に掲げる団体から推薦された委員をもって組織する。

2 委員は、富山県社会福祉協議会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はさまたげない。

(会長及び副会長)

第5条 対策会議には会長、副会長を置くものとする。

2 会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策会議は、会長が総理し、招集するものとする。

2 対策会議の議長は、会長があたるものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 対策会議には、検討項目についての具体的な対策案の作成等を行うワーキン

ググループを置くものとする。

2 ワーキンググループの座長及びワーキンググループの委員は、会長が指名する。

3 ワーキンググループは、座長が招集する。

(庶務)

第8条 対策会議の庶務は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月16日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

富山県福祉人材確保対策会議委員推薦団体

分野	団体名
職能団体	一般社団法人富山県介護福祉士会
	一般社団法人富山県社会福祉士会
	富山県ホームヘルパー協議会
	公益社団法人富山県看護協会
社会福祉施設経営者団体	富山県老人福祉施設協議会
	富山県知的障害者福祉協会
	富山県社会福祉法人経営者協議会
養成機関	富山県介護福祉士養成校協会
就労関係団体	公益財団法人介護労働安定センター富山支部
	富山県人材活躍推進センター
学識経験	学校法人富山国際学園
	公益社団法人富山県医師会
	富山県婦人会
	公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区富山ブロック協議会
	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
関係行政	富山労働局
	富山県
	富山市
	高岡市